

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額申請における資産等申告書

介護保険法施行規則第83条の6（第172条の2において準用する場合を含む）の規定に基づき、次のとおり申告します。

申請者氏名

チェック項目

- ①市町村民税課税者がいる高齢夫婦等（※1）の世帯（単身世帯は含まない。）です。
- ②世帯員が、介護保険施設に入所又は入院し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行なっています。または、行なうようになります。（※2）
- ③世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、食費、居住費）を除いた額が80万円以下（※3）となっています。
- ④世帯の預貯金等の額が450万円（※4）以下となっています。
- ⑤世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に活用しえる資産を所有していません。
- ⑥介護保険料は滞納していません。

※1 高齢夫婦以外には、親子・兄弟世帯等が含まれる。（年齢要件は定めません。）
 ※2 施設入所にあたり世帯分離する結果、利用者負担第3段階以下になる場合は、本措置は適用されません。
 ショートステイの利用については、この特例減額措置は適用されません。

※3 世帯・施設入所に当たり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。

収入・	A 公的年金等の収入金額	+	B 合計所得金額（ただし、雑所得を計算する上では、公的年金等に係る雑所得を算入しない。）	=	C
収入額					
利用者負担見込み額					
	入所する施設の1割負担	+	食費	+	居住費
					=D
C-D=					
< 80万円 となっていますか。					

※4 預貯金等とは預貯金のほか、有価証券、債券等も含まれます。

上記の①～⑥の要件すべてを満たす者が対象者となります。

世帯の収入等の状況

世帯員名	年収は申請された年の前年（1月～3月は前々年）の収入額		
	収入の種類	年収額（円）	日常生活に供する資産以外に活用できる資産の有無
申請者本人			有・無
			有・無
			有・無
合計			

預貯金等(有価証券・債券等を含む)の額 約 万円

その他、特別な事情(現在の状況等)

上記のとおり、相違ありません。

杵藤地区広域市町村圏組合 管理者 様

年 月 日 申請者 _____ 印

代筆者（申請者との続柄）（ ） _____ 印

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

1. 制度の趣旨

利用者負担第4段階は、「特定入所者介護サービス費」の支給対象者とならないが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生活困難に陥らないよう、「特定入所者介護サービス費」適用にあたり、利用者負担段階を変更する特例措置を講ずるものです。

2. 対象者

次の要件のすべてを満たす者とする。

- ① 市町村民税課税者がいる高齢夫婦等（※1）の世帯（単身世帯は含まない。）であること。（年齢要件は定めない。）
- ② 世帯員が、介護保険施設に入所又は入院し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行なっていること。（※2）
ショートステイの利用については、この特例減額措置は適用されない。
- ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、食費、居住費）を除いた額が80万円以下（※3）となること。
- ④ 世帯の預貯金等の額が、450万円（※4）以下であること。
- ⑤ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に活用し得る資産を所有しないこと。
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

※1 高齢夫婦以外には、親子・兄弟世帯等が含まれる世帯員数が2以上であること。
※2 施設入所にあたり世帯分離する結果、利用者負担第3段階以下になる場合は、本措置は適用されません。（多床室は利用者第4段階でも第3段階でも月額1万円。）

※3 世帯・・施設入所に当たり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。

収入・・

A 公的年金等の収入金額

 +

B 合計所得金額（ただし、雑所得を計算する上では、公的年金等に係る雑所得を算入しない。）
--

例： 公的年金等の収入金額が190万円で、給与所得が40万円の人
収入は、230万円（Aで190万円、Bで40万円）

収入については、申請者及びその属する世帯員全員の収入について申告を求めるとともに、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写し等を確認して収入を認定する。（公簿等により確認できる場合は、省略できます。）杵藤地区広域圏圏外からの転入の場合1月1日に住民票をおいていた市区町村から所得証明を原則取ること。

施設の利用者負担・・特例減額措置の申請の際に、入所する施設の1割負担、食費及び居住費の見込み額を計算します。

※4 預貯金等とは預貯金のほか、有価証券、債券等も含まれますので、保有状況について、申請者の申告により確認します。また、預貯金についても申請者及びその属する世帯員全員の現金、預貯金、について申請者からの申告といたします。⑤の資産要件についても同様に申請者の申告により確認します。

3. 特例減額措置の内容

上記2③の要件に該当しなくなるまで食費若しくは居住費又はその両方について、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する取り扱いとします。

4. 事務手続き

介護保険負担限度額認定申請書（給⑩）において、申請事由4. その他（特例減額申請）と記入します。特例減額申請の場合は「市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額申請における資産等申告書」を申請書と一緒に市町の介護保険担当窓口へ提出してください。①～⑥の要件をすべて満たしていない人はそれ相応の理由（なぜ申請しなければならないのか等）を記載してください。不実の申告をして不正に認定を受けた場合、刑法の規定によって処罰されることがあります。

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置 (17年10月からの取扱について)

Q:対象者の認定に当たっては、施設利用料(1割負担、食費、居住費)と収入等との差額を勘案することだが、入所前にどのように施設利用料を把握するのか？

A:施設契約時に1割負担の見込み額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該介護サービス費の見込み額を控除する。)の年額、食費・居住費の支払額の年額を計算する。実際には、契約書の写し等を参照する。

Q:食費・居住費の支払額の見込み額は、基準費用額で算定するのか？

A:基準費用額でなく、利用者負担第4段階であるとした場合に契約することとなる額によって見込み額を算定する。(基準費用額＝施設の食費・居住費とは限らない。)

Q:収入要件は、どこまで確認するのか？(仕送り、非課税年金等)

A:収入要件に、仕送りや非課税年金は加味しない。介護保険法に規定されている公的年金の収入金額及び合計所得金額で判断するものである。(社会福祉法人減免と違うので留意すること。)

Q:資産要件は、どこまで確認するのか？(貴金属、売却が難しい不動産等)

A:資産要件は、収入を補うため活用できるものであれば、申告に基づいて確認する。活用できるか否かは、社会通念上処分させることが適当でないもの以外のもので、一般的に換金価値が高いものと認められるか否かで判断する。

Q:介護保険料の滞納していないことの要件について、これは、1ヵ月でも滞納していると出来ないのか？給付制限の対象となる場合になって初めて対象となくなるのか。

A:基本的には、保険料を1ヵ月でも滞納していれば軽減の対象とならないが、介護保険料を分納している者や、支払の誓約をしている者など、継続して保険料を支払う見込みのある者については、考慮すべきであるため、滞納されている方の相談には杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所給付係まで連絡されたし。

Q:世帯分離した場合は、世帯分離前の世帯をみるということだが、有効期限経過の際に新たに認定の申請がなされた場合、どの世帯を出身世帯とみなせばよいのか？

A:基本的には申請者の申告に基づいて判断するようになる。